

# 海岸景観形成ガイドライン

平成18年1月

## ■ ■ 目 次 ■ ■

### -序 ガイドラインの位置づけ-

はじめに .....	1
1. 本ガイドラインの目的 .....	1
2. 本ガイドラインの対象・検討範囲 .....	2
3. 本ガイドラインの構成 .....	3

### -I. 理念編-

1. 海岸における景観検討の必要性 .....	5
2. 海岸景観の捉え方～基本認識～ .....	9
2. 1 海岸景観検討の視座 .....	9
2. 2 海岸景観の構成要素 .....	10
2. 3 海岸の「静」と「動」の認識 .....	13
2. 4 地域の個性としての自然環境基盤（地形） .....	14
2. 5 海岸と人々との多様な結びつきとその歴史の読み取り .....	17
2. 6 海岸の論理と都市の論理 .....	19
3. 海岸における景観形成の理念 .....	23
3. 1 海岸の景観形成の理念 .....	23
3. 2 地域固有の「自然環境基盤」の尊重 .....	24
3. 3 背後空間の「生活環境」や「生態環境」への理解 .....	25
3. 4 「自然環境基盤」と「生活環境」や「生態環境」の秩序の 調和を図る .....	27
3. 5 海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて ～地域住民・海岸利用者・行政・専門家の参加・協働～ .....	28

## -Ⅱ. 実践編-

『実践編』の活用にあたって .....	29
<b>1. 調査段階 .....</b>	<b>31</b>
1. 1 検討対象範囲 .....	32
1. 2 地域特性の把握 .....	34
(1) 「自然環境基盤」(自然地形)の読み取り .....	34
(2) 「生態環境」の読み取り .....	36
(3) 「生活環境」の読み取り .....	39
(土地利用、生活・歴史・文化的事象等の把握)	
(4) 災害の履歴の把握 .....	42
(5) 景観特性の把握(景観マップの作成) .....	43
<b>2. 構想・計画段階 .....</b>	<b>47</b>
2. 1 景観形成基本方針の検討 .....	47
2. 2 景観形成における基本的な配慮事項 .....	56
(1) あるべきところにあるべきものをつくる .....	57
(2) 自然環境基盤の尊重 .....	61
(3) 国土の輪郭としての汀線形状への配慮 .....	63
(4) 多様なアクセスのあり方の検討 .....	64
(5) 背後空間等との空間的・視覚的一体性の確保 .....	68
(6) 施設・構造物等の収まり .....	74
2. 3 関係者及び関連計画との調整・連携 .....	78
(1) 関係者及び関連計画等との調整・連携 .....	78
(2) 景観アセスメントシステムとの連携 .....	78
(3) 景観法の活用 .....	79
<b>3. 設計段階 .....</b>	<b>83</b>
3. 1 海浜(砂浜、礫浜、磯浜、干潟等) .....	86
3. 2 汀線 .....	90
3. 3 海岸堤防・護岸 .....	92
3. 4 離岸堤 .....	100
3. 5 突堤・ヘッドランド .....	103
3. 6 海岸林・緑地・植栽 .....	108
3. 7 その他の施設 .....	117
<b>4. 施工段階 .....</b>	<b>125</b>
<b>5. 景観形成に向けた取り組み・体制 .....</b>	<b>127</b>
5. 1 初期段階からの景観検討の必要性 .....	127
5. 2 景観形成の一貫性、継続性の確保 .....	128
5. 3 検討体制の構築 .....	129
5. 4 地域住民の役割 .....	130
5. 5 各種専門家の役割 .....	131
5. 6 行政の役割 .....	134



## はじめに

四方を海に囲まれるわが国は、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を呈し、地域固有の歴史・風土を形成してきた多様な海岸を有している。海岸は台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされていることから、高潮、津波、海岸侵食等による被害から海岸を防護することは重要であるが、こうした防護にあたっては美しい海岸景観形成に配慮しながら事業を進めることが求められている。

このような状況から、農林水産省及び国土交通省は有識者による「防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方に関する検討委員会」を設立し、「海岸景観形成ガイドライン」をとりまとめた。

本ガイドラインが地域住民、海岸利用者、海岸線を管理する行政、海岸工学や景観工学の専門家等に広く活用され、美しい海岸景観を形成する上での指針となり、海岸の潜在的な魅力の発見につながることを期待している。

### 防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方に関する検討委員会 委員名簿

- |     |       |                                   |
|-----|-------|-----------------------------------|
| 委員長 | 齋藤 潮  | 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授               |
| 委員  | 上島 颯司 | 国土交通省国土技術政策総合研究所空港研究部空港ターミナル研究室室長 |
| 〃   | 岡田 智秀 | 日本大学理工学部海洋建築工学科専任講師               |
| 〃   | 福濱 方哉 | 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室室長      |
| 〃   | 谷口 守  | 岡山大学大学院環境学研究科教授                   |
| 〃   | 幡谷 純一 | (株)漁村計画研究所顧問                      |
| 〃   | 山路 永司 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授               |



- 序 ガイドラインの位置づけ -



## はじめに

---

### 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示すものである。

#### 【 解 説 】

平成 11 年の海岸法改正により、津波、高潮、波浪等の海岸災害からの「防護」を目的としたこれまでの海岸保全の考え方に加え、「海岸環境の整備と保全」「公衆の海岸の適正な利用」の観点新たに盛り込まれた。これによって、「防護」「環境」「利用」の調和の取れた総合的な海岸管理を目的とした海岸行政へと大きく方向転換した。

また、平成 15 年の「美しい国づくり政策大綱」の制定により、「事業担当各職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方等地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法等地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごとに策定する」としており、海岸事業においても、海岸景観形成のためのガイドライン策定が望まれている。

さらに、平成 16 年 6 月には景観法が成立し、今後の海岸整備においては、景観重要海岸の指定等により、景観形成に資する事業展開が強く求められることとなる。

海岸保全事業においては、津波・高潮災害の防止が第一の事業目的となることから、大規模構造物やコンクリート構造物等の景観にも大きな影響を及ぼす施設整備が実施されることが少なくない。また、浜辺等の水際線空間は人々にとって貴重なオープンスペースであることから、市民からはマリッジ等々の空間利用の観点からの利便性向上を求められることも少なくない。

その一方で、こうした事業の実施箇所は海岸景観の主要な構成要素である砂浜や岩礁、水面等であって、景観上の影響は広範囲に及ぶことから、事業実施にあたっては景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図る必要がある。

しかし、現時点では景観形成に対する対応には整備時期や事業箇所によって格差が生じており、事業実施にあたっての的確かつ十分な景観配慮がなされていないのが実情である。

こうした状況に鑑み、本ガイドラインは、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るため、海岸保全事業における景観の秩序形成の理念や原則を示すものである。

## 2. 本ガイドラインの対象・検討範囲

本ガイドラインは、「海岸保全区域<sup>\*</sup>」を主たる対象とする。

但し、景観検討にあたっては、海岸保全区域だけでなく、背後地や海岸利用等に関する周辺地域まで含める必要がある。

### 【 解 説 】

海岸は都市のような内陸部と比べると、海からの波や潮の流れ、干満等に加え、荒天時には風や雨等自然の力（営力）が卓越して強い。したがって、これらの負の営力から国土を防御するためには、海岸保全施設が必要となる。

一方、海は静穏な時もあり、海岸は漁業からレクリエーションや祭事まで多様な機能や多くの人々を受け入れる空間となる。海岸保全施設等を美化するだけでは海岸を美しくすることはできないので、当該海岸の自然的特性及び社会的特性を深く理解したうえでの整備が必要である。

本ガイドラインの直接的な対象範囲は海岸法に定める「海岸保全区域」であるが、地形・気候・海象・産業形態等の状況によっては、当該区域を越えた地域固有の景観への配慮が必要になる場合もある。したがって、整備対象の物理的範囲は背後地及び海岸近傍の海・対岸であるが、それに加え歴史や文化等のソフトを視野に入れて整備をすることが重要である。

なお、本ガイドラインに示した海岸景観の捉え方や理念、整備の各段階における留意事項等は、海岸保全区域のみならず、それ以外の海岸の整備や景観のあり方を検討する際にも参照することができる。したがって、海岸保全区域以外の海岸を対象とする際にも、本ガイドラインを積極的に活用されたい。

<sup>\*</sup>海岸保全区域：津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸として「海岸法」に基づいて指定された一定の区域をいう。我が国の海岸線延長約 35,000kmのうち、海岸保全区域延長は約 13,500km（約 39%）である。

### 3. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、「理念編」と「実践編」の2部で構成されている。  
海岸の景観が多様多様であることを前提に、個々の海岸空間における海岸景観の捉え方や検討する際の評価の柱を「理念編」、検討の進め方や景観配慮事項、検討体制を「実践編」としてとりまとめた。

#### 【 解 説 】

景観整備を行うにあたっては、当該地や施設だけの検討もあれば、その周辺にまで対象範囲を広げ、さらに文化や歴史等の時系列を考慮に入れるものまで実に多様である。しかしながら、その景観デザインの質は、一般に計画策定過程を上流に遡って検討するほど優れたものになる可能性が高い。

本ガイドラインが対象とする海岸は、島嶼<sup>とうしょ</sup>、崖、遠浅、砂浜、磯等の多様な海岸形態を有するとともに、背後地には丘陵や農地といった自然的要素のほか、市街地や道路といった人工的要素等、さまざまな景観構成要素を備え、加えて気候・海象の変化も大きく、景観整備の方向性を一括りにできないのが実情である。

そこで、「理念編」では、景観検討の下地とも言える海岸景観の捉え方等を述べて当該海岸を認識する方法、評価軸の定め方を示す。これが計画過程の上流に当たるものと位置づけられる。

「実践編」では、「理念編」で述べた理念等に基づき、実際にどのようなアプローチ等で景観検討を実施するのかを事例を通じて解説している。

当然ながら、本ガイドラインで掲載している事例等をそのまま踏襲しても良好な景観が現出するわけではない。実際の景観検討は、それぞれの海岸で異なるものであり、当該地域に関わる多くの人々の知の結集によって行われるべきものである。

本ガイドラインは、海岸整備における景観検討の大きな骨組みや構想の立て方を示していると捉えて活用頂きたい。

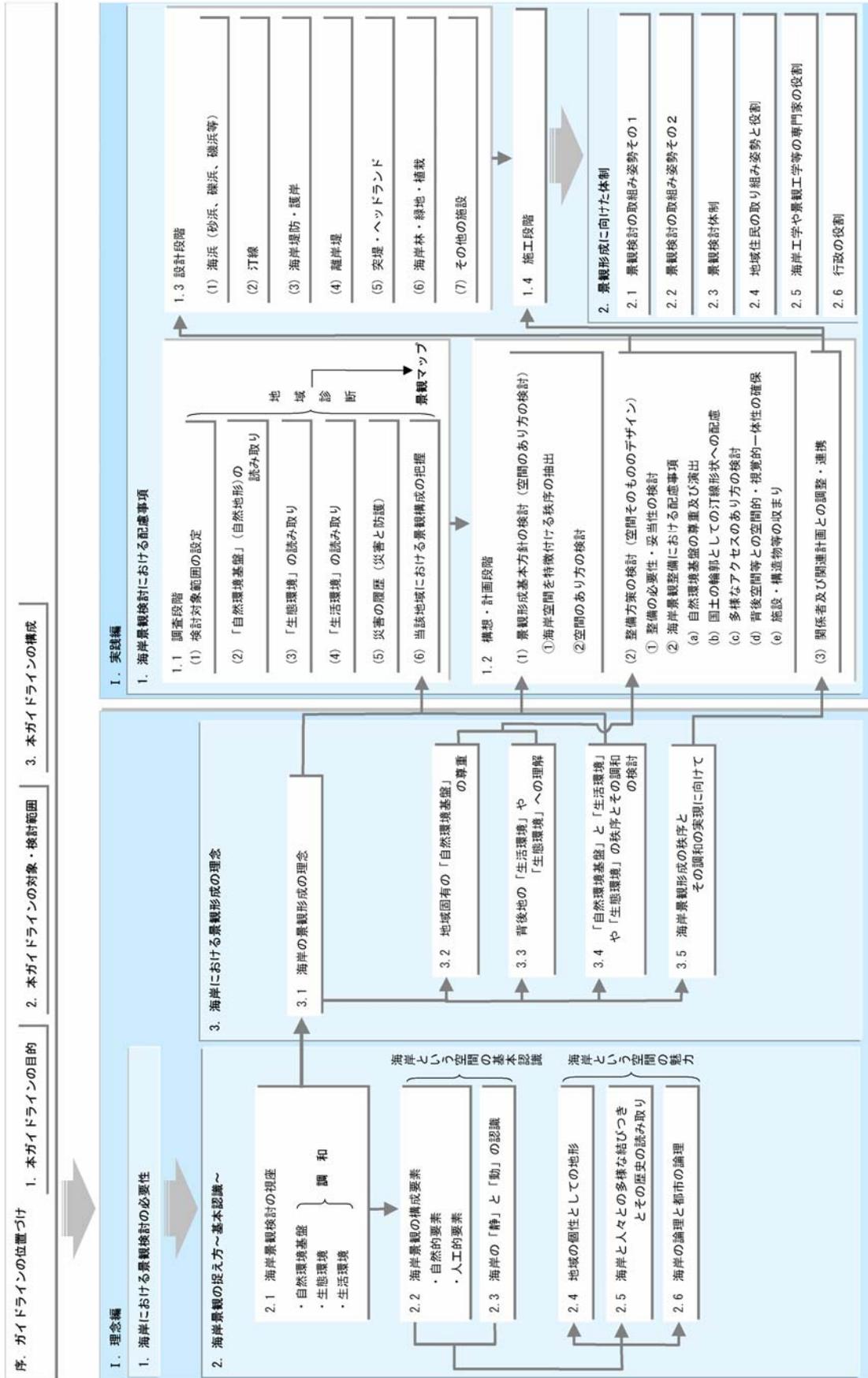


図-1 海岸景観形成ガイドライン構成図